

Report

(特別企画第2回 I)

北海道のNOSA Iにおける

業務上の課題と対応

北海道農業共済組合連合会
農作物部・家畜部

本年度の「Report」は特別企画として、各連合会から、第二九回J A北海道大会の決議事項を踏まえた具体的な実践方策の取組状況や本道の農業・農村を次世代に上げるための重点的な取組事項などを、それぞれ紹介していただきます。

今回は、北海道NOSA IとJ A共済連北海道です。

はじめに

平成二九年六月に「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立し、法律名が「農業災害補償法」から「農業保険法」に改称された。このことを受けて、新たに導入された収入保険と制度改正後の農業共済が、平成三二年一月からスタートした。

この改正では大小さまざまな制度改正が行われたが、とりわけ大きな内容として収入保険の導入に伴う農作物共済の当然加入制の廃止が挙げられる。このことは、日本の食糧安全保障の一翼として機能してきた農作物共済制度から、農業の成長産業化に向けて、収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジする農業経営者の意欲的な取り組みを促進することを目的に導入された収

入保険制度へ主役の座が交代したことを意味する。収入保険制度導入一年目の加入状況と、農業共済事業の中で農林水産省が特に力を入れている園芸施設共済と家畜共済の加入状況や制度改正について詳しく紹介する。

収入保険・園芸施設共済 農業者ニーズに合った 新制度で加入拡大を

一、収入保険について

(一) 初年度の加入実績

収入保険の加入推進では、「従前の農業共済制度は、①自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外、②対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていない」など、いわゆる収入保険の有利性を農業者に説明し推進を行った。本道における平成三十二年一月から令和元年一二月の加入件数は一、三五一件であり、管内別には空知管内が三八・三%と最も多く、次いで上川管内一七・八%、後志管内一四・三%、営農種別で

は米が四〇・七%を占め、次に野菜三五・七%、麦類七・三%、個人法人別では、個人が八六・三%、法人が一三・七%という加入実績であった。基準収入金額では個人の平均が約二、五〇〇万円、法人平均が約五、五〇〇万円であった。

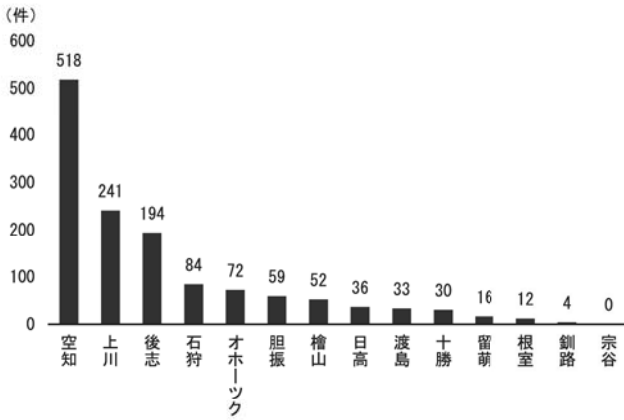


図1 振興局別の加入者数 (件)

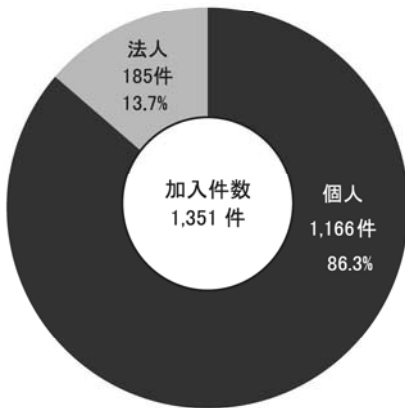


図3 個人法人別の加入者数 (件)

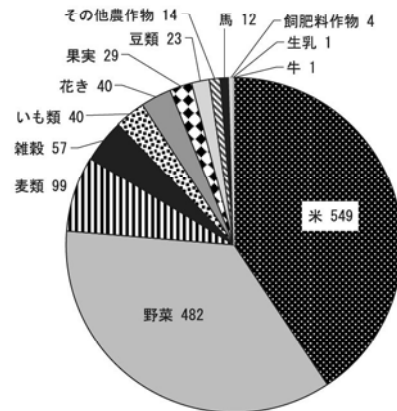


図2 営農種別加入件数

(二) 初年度の加入状況

一年目の加入実績は、営農種類別で米（単作経営）が多い結果となったが、このことは収入保険の優位性の一つである。「掛金が安い」（農作物共済との比較）ことが要因と考えられる。また、収入保険導入に伴い農業共済の危険段階設定方法が変更されたことで、共済金の支払を受けた組合員の掛金が従前より高く設定される傾向も影響したと判断される。

一方、複合経営地帯である十勝・オホーツクで加入者が少なかった要因としては、リスク分散を想定し作付けが行われているため、経営体全体で一割を超える収入減少が発生する機会と、農業共済の作物ごとに支払開始損害割合を超える減収等が発生する機会を比較すると、後者の機会が多いことを理由に農業共済を選択し

た農業者が多かったと考えられる。

(三) 収入保険を含めた

農業保険の推進

現状で無保険の農業者に対しては、従前から農業共済に加入していなかったことを踏まえ、新たな保険である収入保険を積極的に推進する。農業共済加入者であっても、収入保険が優位性のあるタマネギなどを単作で作付けしている組合員や危険段階高位（掛金率が高い）グループに属する組合員を積極的に収入保険へ誘導する。また、施設野菜・露地野菜などの共済対象品目以外を中心に作付けしている農業者への積極的な加入推進を行い、無保険者の解消に努めていく。

さらに、新型コロナウイルスへの感染拡大で、世界的に人の流れ、物流、消費に影響が出ている。国内でも農業経営に

大きな影響が出ているが、あらゆるリスクに対応し、農業経営を守ることができるとは収入保険制度であることを改めてPRしていきたい。

二. 園芸施設共済の加入拡大と補償拡充（制度改正概要）

(一) 加入率の地域差と

多発する自然災害

園芸施設共済は昭和五四年から制度を開始し、現在に至るまで補償拡充や農業者ニーズに合わせた制度改正が行われてきたが、地域ごとの保険需要に対する温度差や、「今の制度では十分な補償が期待できない」などの意見や不満もあり、平成三〇年度末の加入率は全道で五六・一%の状況であった。

近年の異常気象の影響で、超大型台風

の襲来や一級河川等の大規模氾濫、季節外れの豪雪などが全国各地で相次ぎ、被災した農業者が数多く発生した。地域によつては園芸施設共済への加入が少なく、十分な補償が行えなかった。未加入理由を被災した農業者に尋ねたところ、「被害を受けるとは思わなかった」または「そのような制度があることを知らない、説明を受けたことがない」などの回答が多く、園芸施設共済が農業者に十分浸透していない現状が浮き彫りとなった。

(二) 加入率の拡大に向けた取組

前述の実態を受け、農林水産省は「令和三年度末までに戸数加入率八〇%以上」を目標として掲げ、全国の農業共済団体等に対し、広報・ホームページ等による制度PRをはじめ、有資格者への全戸訪問、JA等関係機関との連携した推進な

ど、あらゆる手段を駆使して加入拡大と制度周知を行うよう指示した。これを受け本道では、道内五つの農業共済組合と連携し、従来から実施してきた戸別訪問による加入推進に加え、農業者向け勉強会への講師派遣や新たな推進用リーフレットの作成等を通じた制度の周知に努めてきた。

(三) 加入率拡大に向けて導入された制度改正内容

加入率拡大に向け園芸施設共済制度は、近年さまざまな改正が矢継ぎ早に行われ導入された。

その背景に、農業者が園芸施設共済に加入しない理由として挙げるのが「十分な補償が期待できない」「掛金が高い」である。特に「十分な補償が期待できない」に関しては、減価償却資産である園

芸施設が築年数を経ることに価値（＝補償額）が下がることで、支払われる共済金と実際に発生した建替・修繕費用に大きな差があることが原因である。これらの意見等を踏まえ、平成三二年一月から導入された改正内容は次のとおりである。

〈未被覆期間も補償の対象に〉

従前は、ビニールが被覆されている状態を補償する保険であったが、未被覆状態であっても大雪による倒壊や土砂崩れによる流出等の被害が相次いだことを受け、ビニールの被覆有無に関わらず、設置されている施設を補償する制度に改正された。ビニールの被覆有無により掛金は区分され、一般的なビニールハウスの未被覆状態における掛金は一棟当たりわずか一〇円／月程度で補償を受けることができる。

〈小損害不填補の基準の見直しと

選択肢の拡大〉

園芸施設共済には、自動車保険等で一般的な「免責額」とほぼ同じことを意味する「小損害不填補」という基準額がある。これは農業者が自力復旧可能である小さな被害を共済金支払の対象としないことで、被害率の増加ひいては掛金率の増高を防ぐことを目的としている。しかし、この基準と前述の減価償却が相乗し、相応の被害を受けたのに共済金が支払われない事例への不満を受け、これまでの小損害不填補基準額を「損害額三万円超または共済価額の一〇%超」から「損害額三万円超または共済価額の五%超」に引き下げた。このことで、加入者が求めていた共済金の支払機会が得られる状況となった。

また、これとは逆に「大きな被害に遭ったときの補償だけでいいから掛金負担を

抑えたい」という農業者の要望に応え、小損害不填補基準額を「損害額一〇万円、二〇万円、五〇万円、一〇〇万円」の四パターンから選択可能な仕組みも併せて導入された。

令和元年度には、掛金負担軽減（「掛金が高い」に対する対応）の観点から加入率向上を目的とした改正が行われ、「集団加入による掛金、賦課金の割引」や「大型パイプハウスへの掛金割引」が導入された。概要は次のとおり。

〈集団加入割引〉

JA等の生産部会や集落組織等が各地区の農業共済組合と協定を結び、①集団の有資格者のうち八〇%以上が加入②協定の締結前と比較して加入率が増加③集団の構成員が、組合と集団があらかじめ設定した申込日（一〜数日間）の間に一

斉に加入申込を行う―これら三条件を満たすことで掛金が五%、賦課金が最大で二〇%割引になる。

本道においても、負担軽減による加入意欲の増大と、農業者が「地域みんなで加入しよう」という気運の高まりを促すため、道内五組合と協力して集団加入協定の締結を推進している。令和二年三月末時点で全道五二の集団と締結、三七名の農業者が新規に加入、四九九戸の加入者が負担軽減の対象となり加入拡大の効果が表れた。

〈大型パイプハウス割引〉

近年増加している径の太いパイプ（三一・八mm径以上）で建てられたパイプハウスを対象に、掛金を一般的なパイプハウスより一五%割引するもので、令和元年度は一二、三五五棟が対象となった。

(四)さらなる農業者ニーズに

即した補償の拡充

令和二年九月から施行が予定されている制度改正で、さらに補償が拡充される。以下のとおり概要を紹介する。

〈付保割合一〇〇%、九〇%の追加〉

現行制度では、損害額の四〇%〜八〇%相当額（割合は農業者が選択）を共済金として支払うが、八〇%を選択した場合、さらに二〇%または一〇%上乗せする特約が新設される。これにより、最大で付保割合一〇〇%の補償となり、損害額と同額の共済金の支払が可能となる。なお、上乗せ特約分の掛金には国庫負担は適用されない。

〈復旧費用特約の補償拡大〉

現行の「復旧費用」は、施設本体の減価却部分を補償する特約で、新築ではない施設でも、被災後に復旧したことを条件に特約部分の共済金を追加支払することで新築棟と同等の補償となるが、耐用年数を経過した施設（一般的なビニールハウスは一〇年）では、施設本体の六〇%相当額まで補償額が低下する。改正では、耐用年数経過後のハウスにおいても、施設本体の六〇%相当額まで補償額が低下することなく、新築棟と同等の補償を受けることが可能となる。

〈小損害不填補「一万円」の追加〉

「小さな被害でも補償して欲しい」という施設園芸農業者からの要望を受けて、基準額を「損害額一万円」まで引き下げる特約を追加する。これにより小程度の被害においても共済金の支払機会が増加

する。なお、上乗せ特約分の掛金には国庫負担は適用されない。

〈復旧費用特約で「自力復旧」

した場合の労務費相当額の補償〉

現行の復旧費用特約は施設の復旧に関する費用査定のため、「部材等購入の請求書等」と「復旧工事施工業者の請求書等」の提出が必須条件で、費用が発生しない本人または家族などによる復旧は補償の対象外であった。しかし、一般的なビニールハウスの場合、本人または家族などで復旧作業を行うケースが一般的であることや、大災害等の際に施工業者が手配できず、営農再開に支障をきたす恐れがあることを考慮して、自力復旧した場合でも労務費相当額として「一〇〇円/m²」の算入が可能となった。



台風21号により倒壊したビニールハウス
(H30. 9. 5)



大雪により圧壊したビニールハウス
(H29. 12. 12)

制度改正による補償の拡充や加入拡大に向けたさまざまな取り組みで、園芸施設

(五) 今後の展望と加入率向上に向けてのアクション

設共済の令和元年度の戸数加入率は全道で六〇・五%まで向上した。
しかし、今後も加入率向上のため、さらなる取り組みを推進していく必要がある。中でも「水稻生産者の育苗専用ハウス」については、有資格農業者が多いに

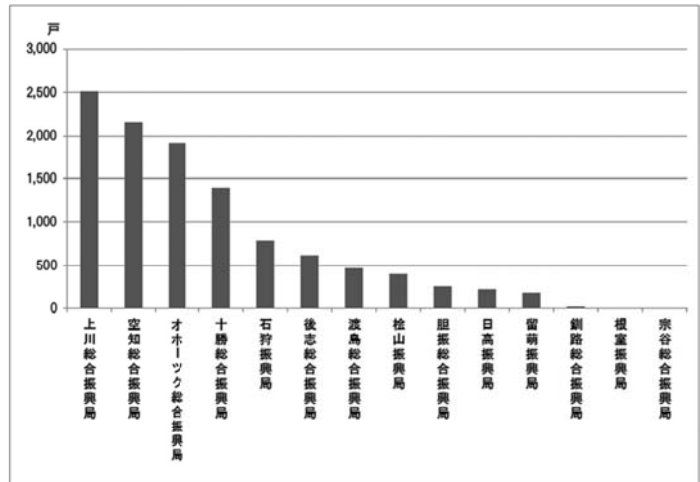


図4 令和元年度 園芸施設共済加入戸数（振興局別）

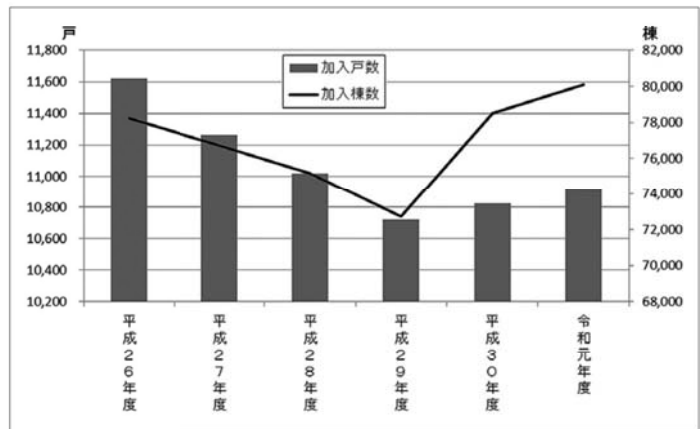


図5 園芸施設共済 引受戸数・棟数（過去6カ年）

も関わらず加入率が低迷しているため、今後の加入拡大は不可欠である。水稲育苗ハウスは一般的な施設園芸用ハウスと比較して、簡素な施設または古い施設が多いことや、被覆時期が三〜六月頃と短期間であつ台風の心配がない季節であることなどの要因から保険の需要が少ない。しかし、近年は三月から四月にかけて低気圧の通過等による被害が数多く発生するなど、水稲育苗ハウスの被害のリスクが高まっている状況である。JA水稲部会など生産者が集まる場や戸別訪問等を通じて、保険の重要性と小さな負担で保険に加入できることなどを積極的にPRし、無保険農業者がなくなることを目標に加入拡大に努めていく。

北海道内の

NOSAⅠ家畜診療所を

取り巻く近年の状況

三、家畜診療所の現状と課題

(一) NOSAⅠ家畜診療所とは

NOSAⅠ家畜診療所（以下「NOSAⅠ診療所」）は、診療給付、共済家畜の損害防止等を行い、もって共済組合員の負担の軽減と受益増進を図ることを目的に農業共済組合が設置した家畜診療所である。NOSAⅠ診療所業務としては共済家畜の診療、損害防止、畜産諸施策に対する協力等が挙げられ、家畜衛生、飼養管理等についても関係機関と連携して積極的に組合員への指導を行っている。

本道においては令和元年四月一日現在、

七一カ所のNOSAⅠ診療所において、獣医師七五八人が診療を行っている。

(二) 飼養形態の変化と

事故発生の推移

北海道内のNOSAⅠ診療所を取り巻く状況は、大きく変化している。平成二〇年度から平成三〇年度の家畜共済の一戸当たり加入頭数の推移をみると、乳牛の雌等では一九〇・六頭から二四九・三頭に、肉用牛では一〇九・四頭から一四三・六頭に増加した。このような大規模化に伴い、労働力の軽減を図るため、搾乳農家のフリーストール牛舎の普及率も増加してきた。

一方、家畜共済の事故発生状況を見ると、乳用成牛（共済引受時生後六月齢以上の乳牛）の死産事故（「死亡事故」と「疾病等により死に瀕する又は飼養価値

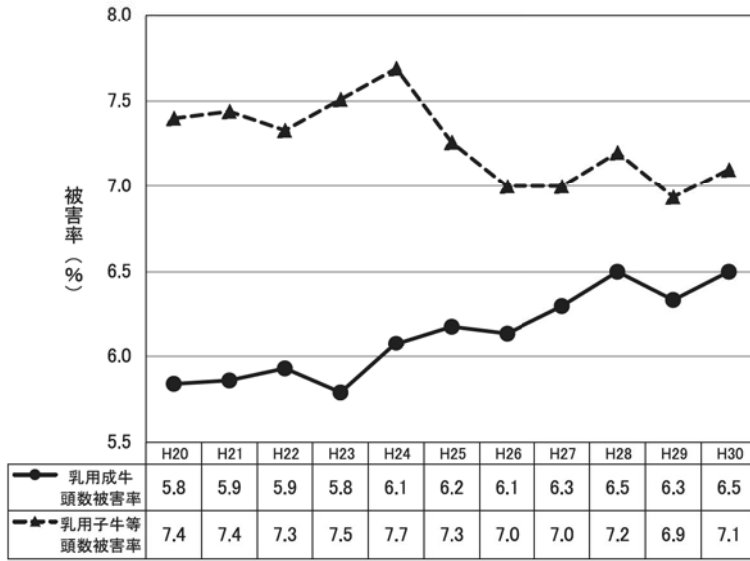


図6 家畜共済 乳牛の雌等 死廃事故頭数被害率の推移

表1 乳牛の雌等 死廃事故の主要病名別発生件数の推移

病名	乳用成牛		増減 頭	対比 %
	H20年度 頭	H30年度 頭		
心不全	5,221	8,852	3,631	169.5%
乳房炎	5,404	4,340	△ 1,064	80.3%
脱臼	4,530	4,191	△ 339	92.5%
乳熱、ダウナー	3,916	2,892	△ 1,024	73.9%
後躯神経麻痺	1,065	2,656	1,591	249.4%
関節炎	2,162	2,618	456	121.1%
肺炎	1,723	2,496	773	144.9%
第四胃変位	3,044	1,984	△ 1,060	65.2%
筋断裂	1,479	1,958	479	132.4%
難産、子宮捻転	1,185	1,039	△ 146	87.7%

病名	乳用子牛等		増減 頭	対比 %
	H20年度 頭	H30年度 頭		
胎子死	30,875	29,211	△ 1,664	94.6%
新生子死心不全	6,235	5,234	△ 1,001	83.9%
腸炎	4,972	4,746	△ 226	95.5%
肺炎	2,740	2,488	△ 252	90.8%
母牛の死廃事故に伴う胎児の死亡	1,956	2,354	398	120.3%
奇形	1,038	958	△ 80	92.3%

を喪失し「共済廃用」となったもの)の頭数を被害率(共済引受頭数に対する事故頭数割合)は平成二〇年度五・八%から平成三〇年度六・五%に増加し、乳用子牛等(生後六月齢未満の乳牛の子牛と二〇日齢以上の胎児)の死廃事故頭数被害率は、平成二〇年度七・四%から平成三〇年度七・一%と減少傾向にある(図6)。

また、近年の海外悪性伝染病発生の影響で、現場での剖検による病名確定が困難なため、心不全の病名が増加したことにも特徴的である。乳用子牛等では、母牛の死廃事故に伴う胎児の死亡以外は減少した。

理由としては、性判別精液の普及による難産事故減少の影響が考えられる(表1)。

(三) 家畜共済制度の改正

家畜共済制度も農業保険法への改正に合わせて見直しが行われた。旧制度では一体として加入する仕組みであった死廃共済と病傷共済を、分離して選択加入することとなった。また、引受対象家畜を細分化し、農家の加入選択方法を拡大した。死廃事故家畜の評価は旧制度では、引受期首時の評価額で一定であったが、新制度の育成家畜・肥育牛等では事故時点の評価額で損害額を補填することとなった。また、診療費について、旧制度では初診料は農家負担であったが、新制度では初診料も補償対象に含まれる。ただし、旧制度では診療費は一定の支払限度額までは満額補償であったが、新制度では人

の健康保険と同様に一割が自己負担となった。

(四) NOSAI診療所の変化

飼養頭数・飼養形態の変化や家畜共済制度の改正が進む中で、NOSAI診療所も大きく変化してきた。

まず、第一に診療所の大規模広域センター化が進められた。全道のNOSAI診療所は平成二十二年四月一日時点で八九診療所、獣医師数六九八人であったが、令和元年四月一日時点では七一診療所、獣医師数七五八人となった。このような広域センター化は診療所経営の効率化、診療所設備の充実と診療技術の高度化、獣医師の土日休日の取得等就業環境の向上、福利厚生の実の充実のメリットを生んでいる。一方で農家戸数は減少し、家畜過疎地帯では診療所維持が困難な状況も発

生しつつある。NOSAI診療所の広域センター化と集約化は、農家への距離が遠くなるという弊害があるが、遠距離診療に対しては、人医療と同様に、インターネット回線を利用した遠隔診療等の検討も行なっている。

第二の大きな変化は、女性獣医師の躍進である。NOSAI診療所の女性獣医師の割合は、平成二十二年四月一日時点で六九八人中七〇人の一〇・〇%であったが、令和元年四月一日時点では七五八人中一八一人の二三・九%と約二・五倍に増加した。特に三五歳以下では女性獣医師が四一・四%を占めている。女性獣医師の増加に対してNOSAI診療所は、産休、育児休暇等の福利厚生の実を図っている(図7)。

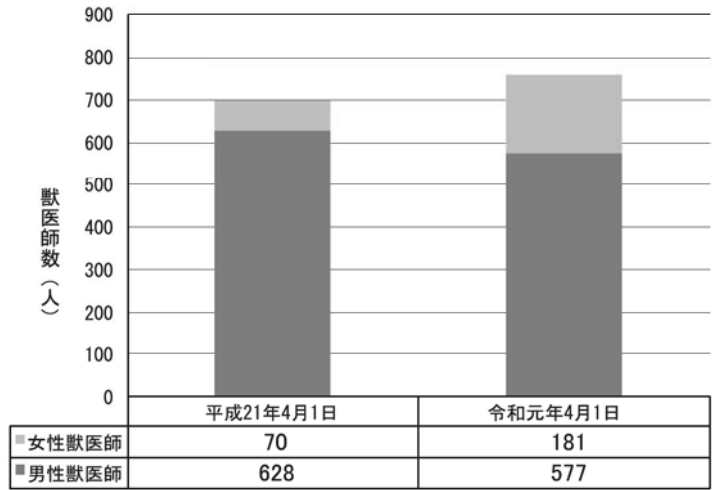


図7 N O S A I 診療所 獣医師数男女別内訳の推移

(五) 産業動物獣医師の確保対策

国家試験に合格する獣医学生数は毎年一、〇〇〇人程度だが、全国で産業動物

診療に携わるのは、そのうちの割の一〇〇人程度に過ぎない。本道のNOSA I診療所では、毎年五〇人前後の新卒獣医師を全国から募集している。毎年応募者数は募集数を上回っているが、他府県の産業動物診療獣医師や公務員との併願も多く、産業動物診療志望学生を全国で取り合う厳しい状況が続いている。

このような状況に対して道内のNOSA I団体では、獣医師確保のため獣医学生の家畜診療業務体験研修を低学年から積極的に受け入れ、将来にわたる産業動物獣医師の安定確保を目指している。また、積極的に北海道を知ってもらうため、研修時の交通費と宿泊費の一部をNOSA I団体で負担している。採用試験も北海道の全NOSA Iが札幌で同時に実施し、

大学からの交通費をNOSA I団体が負担している。

その他にも就職説明会と業務体験研修説明会を各獣医系大学で毎年実施し、学生に臨床現場のやりがいと道内各地域の魅力をアピールしている。

四. おわりに

道内の五NOSA I（NOSA Iのみ、NOSA I道央、十勝NOSA I、NOSA I道東、NOSA Iオホーツク）は、令和四年度に特定組合として北海道一つのNOSA Iに合併する予定である。この合併で、北海道のNOSA I職員が協力して農業者の経営安定に寄与することを目指し努力していく。